倶知安町G20観光大臣会合推進町民会議規約

(名称)

第1条 本会は、倶知安町G20観光大臣会合推進町民会議(以下「町民会議」という。)という。

(目的)

第2条 町民会議は、2019年に日本で開催されるG20サミット(金融・世界経済に関する首脳 会合)に伴う観光大臣会合(以下「大臣会合」という。)の倶知安町開催に向けて必要な事 業を行うことを目的とする。

(事業)

- 第3条 町民会議は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 町内の機運醸成に関すること。
 - (2) おもてなし事業の企画及び実施に関すること。
 - (3) 大臣会合に関連した広報・啓発などに関すること。
 - (4) その他町民会議の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(組織)

- 第4条 町民会議は、別表の団体等により構成する。
- 2 設立総会以降に入会の希望があり、会長が必要と認める場合は、新たな会員とすることができる。この場合において、会長は次の総会において報告しなければならない。

(役員)

- 第5条 町民会議に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 監事 2名以内

(役員の選出)

- 第6条 会長、副会長、監事は総会において選出する。
- 2 役員の任期は、第14条の規定により、町民会議が解散することとなる日までとする。
- 3 役員が任期の途中において、所属の職を辞した時は、当該役員の残任期間は当該所属の後 任者をもって充てることができる。
- 4 会長は、役員に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて、補充することができる。

(役員の職務)

- 第7条 会長は、町民会議を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、町民会議の財務を監査する。

(顧問)

第8条 町民会議に顧問を置き、別表のとおりとする。

(総会)

- 第9条 町民会議は会長が招集し、その議長となる。
- 2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (2) 役員の選出に関すること
 - (3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関すること
 - (4) 予算の決定及び決算の承認に関すること
 - (5) その他、会長が必要と認める事項
- 3 総会は、会員の過半数の出席をもって開催する。
- 4 総会は出席会員の過半数で議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長が必要と認める場合、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、議 決に代えることができる。
- 6 総会の報酬は無報酬とする。

(幹事会・部会)

第10条 町民会議の下に幹事会、部会を置くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、総会を招集するいとまがないとき、または総会の権限に属する事項で簡易なものについては、総会で議決すべき事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の総会において報告しなければならない。ただし、簡易なものについては、この限りではない。

(事務局)

- 第12条 町民会議の事務局は、倶知安町総合政策課に置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。 (会計)
- 第13条 町民会議の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。
- 2 町民会議の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。 (解散)
- 第14条 町民会議は、第2条に規定する目的が達成されたときに、総会の議決により解散する。
- 2 町民会議が解散するときに存する補助金を除く残余財産については、解散時に協議する。 (その他)
- 第15条 この規約に定めのあるもののほか、町民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この規約は平成30年6月21日から施行する。
- 2 町民会議の平成30年度における会計年度は、第13条の規定にかかわらず、設立の日から平成31年3月31日までとする。

別表(第4条、第8条関係)

	所 属	職名
会員	倶知安商工会議所	会頭
	(一社)倶知安観光協会	会長
	(一社) ニセコプロモーションボード	代表理事
	(一社) ニセコひらふエリアマネジメント	代表理事
	倶知安青年会議所	理事長
	倶知安町町内会連合会	会長
	ようてい農業協同組合	代表理事組合長
	倶知安高等学校	校長
	倶知安農業高等学校	校長
	倶知安町	教育長
	倶知安町	町長
顧問	北海道開発局 小樽開発建設部	部長
	陸上自衛隊 倶知安駐屯地	駐屯地司令
	北海道札幌方面倶知安警察署	署長
	羊蹄山ろく消防組合	消防長
	後志総合振興局	局長
	後志教育局	局長
	倶知安町議会	議長